

# カルタヘナ法該当製品の取扱いについて

＊ ＊ 販売店のみなさまへ ＊ ＊

2006年10月末日  
社団法人日本試薬協会

## 1 「カルタヘナ法」ってなんだ？

バイオテクノロジーで遺伝子操作された「人工の生き物」が「自然の生き物」に悪影響を及ぼす恐れ、たとえば人工の生き物と自然の生き物が交配して、これまでにない遺伝的形質が獲得されるのではないかと、という自然界では起こり得ないような前提から「予防的な取り組み」が必要である気運が世界的に高まり、日本はその国際的な規則（議定書）に調印しました。この議定書は、国際会議を行ったカルタヘナという地名にちなんで「カルタヘナ議定書」と呼ばれています。（地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量に関する議定書が京都で定められたことから「京都議定書」と呼ばれているものと同じです。）このカルタヘナ議定書は、生命科学の基礎研究から農業や医療分野などで幅広く応用されている遺伝子組換え生物が自然界に漏れ出ることを防ぐ方法を国際的に定めたものです。日本はカルタヘナ議定書に基づいて、国内法「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（通称、カルタヘナ法）」を定めました（2004年2月19日施行）。マスコミにも取り上げられた「蛍光メダカ」いわゆる「ひかるメダカ」の販売が規制されたのも、じつはこの法律に基づいています。

私たちの取り扱っている商品にも、このカルタヘナ法に該当する商品が数多くあり、その取扱いには注意する必要があります。このマニュアルは、流通に関わる皆様へご注意頂きたいことをまとめたものです。

是非ご一読いただき、今後の製品取扱いにご参考くださいますようお願い申し上げます。

## 2 どんな商品が対象になるの？

規制の対象になるのは、基本的に「自己増殖性のある遺伝子組換え生物」です。メダカばかりではなく、植物や大腸菌、ウィルスなどの遺伝子組換え生物が対象になります。また、これらの遺伝子組換え生物によって生産された製品も、遺伝子組換え生物を完全に排除した科学的証明がなければ、残っている可能性がありますので対象となります。

日本試薬協会では、皆様に判りやすいように、カルタヘナ法対象製品に共通表示を薦めています。下記のとおり、ライトグリーン地に「取扱注意＊遺伝子組換え生物等使用製品＊カルタヘナ法（第二種使用）」等を記載したシールが貼付、あるいは包装に直接印刷された製品は遺伝子組換え生物等を含む製品です。

### 取 扱 注 意

遺伝子組換え生物等使用製品  
カルタヘナ法（第二種使用）

〇〇〇〇〇株式会社

〒000-0000 東京都〇〇区〇〇 00-00-00  
TEL 012-345-6789 FAX 012-345-6789

### 3 何をすればいいの？

法規制の目的は、内容物を環境に拡散させないことです。以下のご注意を参考に、注意してお取扱いください。

- ① カルタヘナ表示の製品については、破損漏洩がないように慎重に取扱いください。
- ② 製品には、この表示シールのほかに、薄緑色（ライトグリーン）の情報提供シート（A4 もしくはハガキサイズ）が添付されています。お客様へ納品する際には、遺伝子組換え生物を含む製品である旨を告げ、製品と一緒に情報提供シートを確実にお渡しください。
- ③ 製品を、やむを得ず販売店様で保管される場合には、保管庫に「遺伝子組換え生物等保管場所」と表示し、**他と区別して注意が払えるようにして下さい。**
- ④ お客様への納品または仕入先への返品の際に、改めて梱包し直して輸送する場合（宅配便を含む）は外装（梱包）に「取扱注意」の表示をしてください。
- ⑤ 納品書はあるのに製品が見つからない場合などは、紛失した可能性があります。仕入先に対応方法をご確認ください。
- ⑥ 万一、破損漏洩が発生した場合には、他の安全な容器に密封し、あるいは漏れた製品と周囲を立ち入り禁止として漏洩拡散を防ぎ、仕入先または輸入・製造元に対応方法をご確認ください。
- ⑦ 微生物に対する対策の一例を示します。使い捨て手袋を着け、**0.1% 次亜塩素酸ナトリウム液（ハイターなどの塩素系殺菌漂白剤）**をしみこませた布で漏洩場所を十分に拭き取ってください。拭き取った布や使い捨て手袋、破損した製品は、上記の次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬し、一晚（12 時間）以上放置の後、廃棄します。状況と対応を記録してください。事故の状況と措置の概要を主務大臣（経済産業大臣）に届け出る必要があります。速やかに、経済産業省生物化学産業課（電話 03-3501-8625）にご連絡下さい。**動物や、種子を含む植物は、それぞれに対策が求められますので、仕入先にご確認下さい。**
- ⑧ **カルタヘナ該当品**で未使用の製品の廃棄については、仕入先へご連絡の上、仕入先へご返送ください。輸入・製造元が処分いたします。

### 4 不明なことがあったら

仕入先、輸入・製造元にお問合せ下さい。連絡先はシール、情報提供シートにも記載されています。

——— このマニュアルに関するお問い合わせ ———

社団法人日本試薬協会 事務局

TEL : 03-3241-2057 Fax : 03-3231-4585

<http://www.j-shiyaku.or.jp>